

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
令和7年度 特定複合観光施設区域整備に関する重要事項の検討に係る法制支援業務(単価契約)	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.4.1	弁護士 児島幸良 東京都港区西新橋1-2-9	-	当該者は、特定複合観光施設(IR)区域整備に関する法令及びIR事業に精通し、IR推進法及びIR整備法の法案作成の専門的な検討実務に携わったという稀有な経験を有しているとともに、民事法、金融関係法令、外国法についても高度な水準の専門的知見を有しており、本業務に求められる水準を達成できる唯一の者であるため。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	8,923,200	8,923,200	100%	
旅行・観光消費動向調査(2025年1-3月期分)の実施に係る業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.4.1	(株)エイジェック 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル46階	3011101036128	統計法に基づく一般統計調査である「旅行・観光消費動向調査」では、日本国民がどの程度旅行を行い、旅行にてどのような消費活動を行ったかについての実態を把握することを目的として毎年四半期ごとに調査を実施している。 調査対象者(個人)の選定は、調査設計に基づき選定した対象自治体の住民基本台帳を閲覧することにより抽出しており、毎年4月から5月の間に抽出した調査対象者リストは、調査対象年度の4-6月期調査(同年7月実施)から翌年1-3月期調査(翌年4月実施)まで用いる必要がある。 住民基本台帳の閲覧事項は、住民基本台帳法第11条の2の第7項により、住民基本台帳の閲覧の申出時に当該申出者が指定した者(この場合2024年度契約の「旅行・観光消費動向調査の実施に係る業務」の受注者)以外は取り扱うことができないとされているため、他の事業者には調査対象者リストを引き継ぐことは不可能である。 また、調査対象者リストは無作為抽出により選定しているため、他の者が住民基本台帳を閲覧し同一の調査対象者リストを再現することも不可能である。 以上の理由により、2024年度の「旅行・観光消費動向調査の実施に係る業務」の受注事業者と契約する以外に本業務を実施する方法がないため、同事業者と随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	38,023,040	38,023,040	100%	
「食」の力を最大活用したガストロノミーリズム推進事業に係る調査業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.4.1	TOPPAN株式会社 東京都文京区水道1-3-3	8010501050089	本事業は、「食」の力を最大活用したガストロノミーリズムに取り組む、自治体、農業、漁業、飲食業、宿泊業、DMO等の様々な関係団体等で構成された地域を支援することで、地域全体への観光の経済波及効果を最大化する調査研究である。 また、事業実施にあたって、地産地消のためのメニュー・コンテンツ、食体験造成等のための食に関するコンサルタント、コーディネート等の食の専門家を派遣し、取組に対しアドバイスや磨き上げ等を実施することで、地域一体となってガストロノミーリズムに取り組むとともに、課題の把握や今後必要な対策の検討を行うものである。その実施にあたっては、ガストロノミーリズムに関する専門的な知識及び経験が不可欠である。今回の企画競争では、ガストロノミーリズムに関して、経験及び高度な知見・能力を有する者による斬新で優れたアイディアを広く募り選出することにより、最も効果的、効率的に業務を遂行し、目的の達成を目指すものである。 以上を踏まえ、今回の業務における成果を十分に獲得するに足る、最も優れた提案書を採択すべく、一般競争によらず、企画競争を実施した。 提出された企画提案書を審査した結果、当該法人の企画提案が特定されたため、当該法人と随意契約を締結する。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	145,799,700	145,799,700	100%	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
インターネット情報配信サービス「JAMP」による情報提供	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.4.1	株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	7010001018703	時々刻々発生する事項を観光行政に反映するため、常日頃からの情報収集活動は非常に大きな役割を担っている。 選定業者が有している情報提供内容は、インターネットを利用して、各省大体会見や首長会見など会見速報をはじめとする中央省庁・地方自治体の動静やニュース、リアルタイムな政治・社会ニュースや災害情報など、他のメディアにはない情報を有しており、その提供も迅速である。 また、当該情報提供内容が体系別に整理され、検索もし易くなっているため瞬時の検索に適しており、特に行政、経済情報等必要な専門情報を入手することができるサービスを行っているのは、株式会社時事通信社のみであるため、同社を選定するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	4,752,000	4,752,000	100%	
地域観光資源の多言語解説整備支援事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.4.8	TOPPAN株式会社 東京都文京区水道1-3-3	8010501050089	本事業は、我が国固有の様々な文化や自然などの魅力について、多言語解説整備推進を図るものである。また、関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材の活用、派遣体制の構築、日本語原稿からの単純翻訳ではない英語解説文作成等の支援を行うと共に、中国語及び韓国語解説文作成の支援も実施する。 本業務の実施にあたっては、訪日外国人旅行者にとって分かりやすく魅力的な解説文の作成及び作成方法、ノウハウの集積等に関して、経験及び高度な知見・能力を有する者によるアイデアを広く募って選出するため、企画競争を実施した。提出された企画提案書を審査した結果、当該法人の企画提案が特定されたため、当該法人と随意契約を締結する。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	596,999,480	596,999,480	100%	
持続可能な観光推進モデル事業に関する調査業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.4.14	有限責任監査法人トーマツ 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング	5010405001703	地域の持続可能なマネジメント体制構築や社会経済に関するサステナビリティの取組、地域の自然・文化や生業等の保全・活用にかかる「持続可能な観光の推進」は、世界的な関心が高まる中、インバウンドの回復と国内交流拡大の双方を支え、我が国が旅行先として選ばれるためにも取り組むべき喫緊の課題といえる。 当庁としては、こうした背景も踏まえ、2020年にUN Tourismアジア太平洋地域事務所とともに開発・公表した「国際的な指標に準拠した「日本版持続可能な観光ガイドライン」を活用し、持続可能な観光の啓蒙や実現に向けた調査業務を行ってきている。 これまでも持続可能な観光の優良モデル創出に取り組んできたところだが、地域が国際認証・表彰の取得を視野に入れた場合のより高度な優良モデル構築の実証事業を行い、我が国における持続可能な観光の推進を図ることが本業務の目的である。 この目的を達成するために、調査業務を運営する事務局(以下「事務局」とする)が、世界的な潮流を捉えた国際的な視点を有しつつ、国内での幅広いネットワークを有していること、多岐に渡る国際的な事例等の知見及び高度な分析能力を有していること、観光全般に関する実績を有していることが必要である。 また、本業務における十分な成果を得るためには、事務局が確実な業務遂行体制とともに効果検証及び分析事業に高度に精通していることが必要であり、今回の企画競争を満たす事業者から、斬新かつ現実的なアイデアを広く募り、選出することにより、最も効果的、効率的な業務運営を目指すものである。 以上のことから本業務の実施にあたっては、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採用し、提出された企画提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考えた。観光庁企画競争実施要領に基づく企画競争を実施した結果、当該法人が特定されたため、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当することから、随意契約によることとした。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	29,983,800	29,983,800	100%	

公共関連の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
観光 DX 推進による観光・地域経済活性化事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.4.15	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町二丁目3番1号	7010001064648	本業務は、観光DXの推進を通じて、旅行者の移動・決済、観光産業の宿泊・予約等のデータを、DMP等を用いて収集・蓄積し、生成AIの技術の活用やオープンデータ化の取組等を通じて、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等を図り、地域全体の消費拡大や地域活性化の好循環を生み出す、3種類のモデルの創出を目指し、取組を行うものである。 本業務の実施に当たっては、観光分野だけでなくデジタル分野等の多角的な業務知識、高度な分析能力及び確実な事業の履行体制を有する者から、新設で優れたアイデアを広く募って選出するため、企画競争を実施した。 その内容を評価した結果、当該会社の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	470,000,000	470,000,000	100%	
観光地域づくり法人(DMO)を核とした世界的な観光地経営モデル事業に係る事務局運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.4.18	EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社	6010001107003	世界に誇る観光地形成に向けては、司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)を核として、持続可能な地域経営の視点に立った取組を推進し、地域全体の活性化を図ることが必要である。 観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定)においては、地域全体の活性化等の取組を高水準で満たす、「世界的なDMO」のモデル形成を目指す旨が盛り込まれており、観光庁として、その候補となる「先駆的DMO」として、令和6年度末までに4法人を選定したところである。 本事業は前述の4法人を含む先駆的DMOが、観光地経営を行うにあたっての課題やその解決に向けた具体的な取組について検証し、横展開を図ること等を内容とするものである。 このため、本業務の実施にあたっては、派遣する専門家の選定や「先駆的DMO」の取組に対する進捗管理等において専門的な知識及び経験が不可欠である。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	244,315,000	244,315,000	100%	
質の高い消費と投資を呼び込むためのデジタルノマド誘客促進事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.5.7	株式会社JTB 東京都品川区東品川二丁目3番11号	8010701012863	本業務は、ビジネスインバウンドであるデジタルノマド誘致が長期滞在による地域消費の拡大及び、ビジネスにおけるイノベーションの創出や日本への投資拡大などより多くの地域貢献をもたらすものとして、デジタルノマドの特性・ニーズを踏まえた受入体制及び滞在プログラムの構築に取り取り組むものである。 本事業の実施にあたっては、デジタルノマド誘致に関する高い専門知識と、モデル実証事業等に係る実施工程の管理補助・執行管理から経費の支払まで、一連の業務を的確かつ迅速に実施することができる業務体制を構築する能力が求められる。 以上を踏まえ、本業務につき、最も効果的、効率的な業務運営を目指すべく、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	78,839,000	78,839,000	100%	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
令和7年度観光レジリエンス実務者級会等に関する企画調整支援業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.5.7	PwCコンサルティング合同会社 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー	1010401023102	本業務では、実務者級会合において有意義な議論を行うため、会合準備・会合支援を行うとともに、観光レジリエンスに関する各国の取組をまとめた事例集の作成支援を行うものである。 本事業においては、同会合等の重要性を十分に理解した上で、観光分野における最近の動向等に関して各国・国際機関等の情報収集能力を有し、企画、資料作成等を円滑に実施できる会社へ発注する必要がある。 そこで、本業務につき、企画競争を実施し、内容を評価した結果、当該事業者の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	13,998,050	13,998,050	100%	
第2のふるさとづくり普及推進事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.5.7	株式会社博報堂	8010401024011	本業務は、新型コロナウイルス感染症の拡大や働き方改革の普及により、観光需要の質に変化が起きている現状を踏まえ、第2のふるさとづくり(何度も地域に通う旅、帰る旅)等の新たな仕掛けをすることにより、観光振興だけでなく、二地域居住・他地域居住や移住への寄与を期待し、取組を実施するものである。 本業務の実施に当たっては、観光分野だけでなく、交通分野、マーケティング分野等の多角的な業務知識、高度な分析能力、情報発信スキル及び確実な事業の履行体制を有する者から、斬新で優れたアイデアを広く募って選出するため、企画競争を実施した。 その内容を評価した結果、当該会社の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	297,000,000	297,000,000	100%	
令和7年度観光レジリエンス実務者級会合運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.5.8	東武トップツアーズ株式会社 東京都墨田区押上1丁目1番2号 東京スカイツリーイーストタワー	4013201004021	本業務では、オンラインでの開催にあたり、事前に各種基本計画を作成しつつ、観光レジリエンス実務者級会合の運営に関する業務(2回開催)を一元的(準備・運営・終了後の事務等の同実務者級会合開催に関連する業務一切)に実施することで、効果的、かつ円滑な実施を図ることが必要不可欠である。 そこで、本業務につき、企画競争を実施し、内容を評価した結果、当該事業者の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	8,985,460	8,985,460	100%	

公共関連の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業に係る事務局運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.5.9	株式会社日本旅行 東京都新宿区左門町16-1 四谷TNIビル4階	1010401023408	地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業は、地方部において、観光コンテンツの供給やコンテンツの満足度(質)、地方誘客の促進や消費単価の向上にも直結する。地域の魅力を伝えるガイドが不足しているという課題に対応するため、地域一体となってガイド人材の持続的な確保・育成に総合的・戦略的に取り組む地域の支援を行い、モデルを構築するものである。 本事業の実施に当たっては、幅広い視点からの課題の把握及び具体的な提案を行うために、ガイド人材や地域資源の活用に関するノウハウや知見、専門家等との幅広いネットワーク、実証事業の進捗を適切に管理できるノウハウ等を有していることが必要である。 さらに、本事業における十分な成果を得るためには、確実な業務遂行体制と共に、ローカルガイド人材の持続的な確保・育成に向けた課題抽出及び方針策定のための高度な分析力を有していることが必要である。 このことから、本事業の事務局運営業務の実施に当たっては、国内の観光関連事業者や専門家等との幅広いネットワーク、高度な分析能力及び確実な事業の履行体制を有する者から、新車で優れたアイデアを広く募って選出するため、企画競争を実施した。 その内容を評価した結果、当該事業者の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	243,573,770	243,573,770	100%	
歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進事業(事業化支援及びモデル創出等調査)の事務局運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.5.9	TOPPAN株式会社	8010501050089	本業務は、歴史的資源を中核に地域資源の潜在価値を一体的に活用する観光・地域経営の実現を目指すとともに、歴史的資源を活用した観光まちづくりの取組展開地域を更に拡大することで、質・量両面での取組推進を支援するものである。加えて、更なる事業環境整備及び地方自治体、地域金融機関やまちづくりに係る方々の理解啓蒙を行うため、勉強会等を行う。 このため、本業務の実施にあたっては、歴史的資源を活用した観光まちづくりの実施に関する専門的な知識が不可欠である。加えて本業務における十分な成果を得るためには、確実な業務遂行体制とともに、効果検証及び分析事業に高度に精通していることが必要であり、そのような能力を有する事業者から、斬新かつ現実的なアイデアを広く募り、選出することにより、最も効果的な事業運営を目指すものである。 その内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	279,982,121	279,982,121	100%	
ストーリーで繋ぐ地域のコンテンツの連携促進に向けた実証調査	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.5.14	近畿日本ツーリスト株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目6-1 新宿住友ビル36F	2010001187437	本事業は、令和5年度事業及び令和6年度事業で達成したロングストーリーツアーの販路拡大・磨き上げに向けた支援、新たなロングストーリーツアーの造成・販売の支援、ロングストーリーツアーを普及させるための販売手法等の検証及びExperience Managerの育成に資する取組を実施することを目的としている。 本事業の実施に当たっては、実証事業の実施事業者に対して、ツアーの販路開拓や情報発信等の具体的な取組みについて、十分に知見のある担当者が適切なケーススタディを実施し、伴走支援を行う必要がある。また、全行程に付き添うExperience Managerに求められるスキル・役割を踏まえた上で、Experience Managerの育成を支援するための研修プログラムや教材、説明動画の作成等を行う必要がある。 本事業に係る企画競争において、上記の条件を踏まえて競争参加者の企画提案書の内容を審査した結果、当該事業者の企画提案書が特定されたことから、当該事業者と随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	232,995,200	232,995,200	100%	

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
MICE開催地としての魅力向上事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.5.16	株式会社JTBコミュニケーションデザイン 東京都港区芝三丁目23番1号	2010701023536	本事業では、国際会議の単なる開催にとどまらず、都市間の連携や多様なステークホルダーの連携を通じた開催地外への誘客やビジネス交流の創出等により、一層の開催効果の拡大につなげるため、今までにない新しい発想での連携の仕組みを構築し、先駆モデルの創出を図る。また、これらの連携に関する効果的な手法について調査検討を行うと共に、その結果を国全体で共有していくことを目的とする。 本事業の実施にあたっては、MICEの開催に関する高度な知識とネットワークを持ち、国際競争力向上の視点から調査・提言を行うことが求められる。 また、実証対象となる国際会議の実施内容の精査や主催者に対する経費の支出等の業務も含め、最も効果的、効率的な業務運営を目指すべく、これらの条件を満たす者から広く提案を募り選出することとした。 以上を踏まえ本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	249,999,618	249,999,618	100%	
地域周遊・長期滞在促進のための専門家派遣事業に係る事務局運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.5.23	株式会社ケー・シー・エス 東京都文京区小石川1-1-17 日本生命春日駅前ビル	3011101040658	本事業では、登録DMO、候補DMOまたは地方公共団体に対し、専門家を派遣し、課題解決に向けた戦略の策定、好循環を創出する施策の展開、多様な地域の関係者の育成等の助言を通じ、旅行者の地域周遊・長期滞在を促進することを目的とする。 本事業の実施にあたり、派遣する専門家の経歴、実績及び資質を見極め、専門家の情報を管理し、提供できる状態を整える必要がある。その上で、要請団体の課題や実情を的確に把握し、適切に助言を行える専門家をマッチングし、派遣する能力を有する必要がある。 本事業に係る企画競争において、上記の条件を踏まえて競争参加者の企画提案書の内容を審査した結果、当該事業者の企画提案書が特定されたことから、当該事業者と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	52,996,321	52,996,321	100%	
観光コンテンツ事業者の収益性改善モデル構築事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.5.30	株式会社JTB 東京都品川区東品川二丁目3番11号	8010701012863	本業務は、ネイチャークティビティ等の観光コンテンツの造成に既に取り組んでいる地域を中心に、専門家による伴走支援のもと、国際競争力のあるコンテンツとしての質を担保しつつ、継続的に販売を行うことができる収益性改善モデル構築の実証のため、実証地域においては持続的に収益性を確保していく観点から、コンテンツの内容、販売経路、販売コストの合理化等に資する実証事業を行い、中長期的視点に立った収益性改善戦略策定を実施するものである。 本業務の実施に当たっては、観光分野だけでなく、収益性改善戦略策定のための経理・財務・会計等の多角的な業務知識、高度な分析能力、情報発信スキル及び確実な事業の履行体制を有する者から、斬新で優れたアイデアを広く募って選出するため、企画競争を実施した。 その内容を評価した結果、当該会社の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	97,998,880	97,998,880	100%	

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称 及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の 数
持続可能な観光推進に向けた海外事例調査業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2ー1ー2	R7.6.3	三菱UFJリサーチ&コンサル ティング株式会社	3010401011971	コロナ禍後の水際対策終了後、国内外からの観光需要が急速に回復し、堅調な成長軌道にある中で、一部の地域・時間帯においては、観光客による過度な混雑、マナー違反などが発生し、地域住民の生活の質への影響や観光客の観光満足度の低下といった、いわゆるオーバーツーリズムの懸念が生じている。 我が国では、「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」(令和5年10月観光立国推進関係会議決定)を取りまとめ、「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」(観光庁事業)などを実施しながら、各地域がオーバーツーリズムに対する課題解決に取り組んでいる状況。一部報道等によれば、海外の観光地においても、オーバーツーリズム(オースツーリズム)問題に注目が集まっているとともに、一部国では、地域住民によるデモや、観光客に対する抗議運動が展開されるなど、観光への負の発信が見られることもある。 我が国として、2030年訪日外国人旅行者数6,000万人・訪日外国人消費額15兆円といった政府目標の達成に向けて、引き続き、オーバーツーリズム対策に取り組んでいく必要があるところ、海外におけるオーバーツーリズムの現状やそれに対する国民の反応、各国政府・民間事業者等の取組・効果等について調査し、我が国におけるオーバーツーリズム対策に向けた取組の検討材料を収集することで、我が国における持続可能な観光を推進することを目的とする。 この目的を達成するために、世界的な潮流を捉えた国際的な視点を有しつつ、国内での幅広いネットワークを有していること、多岐に渡る国際的な事例等の知見及び高度な分析能力を有していること、観光全般に関する実績を有している事業者を選出が必要である。 以上のことから本業務の実施にあたっては、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採用し、提出された企画提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考えた。観光庁企画競争実施要領に基づく企画競争を実施した結果、当該法人が特定されたため、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当することから、随意契約によることとした。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	30,000,000	30,000,000	100%	
令和7年度「特定複合観光施設区域の整備に関する計画」に関する調査等業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2ー1ー2	R7.6.5	株式会社日本能率協会コンサル テティング 東京都港区芝公園3ー1ー22 日 本能率協会ビル7階	7010401023055	令和5年4月、特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号、以下「IR整備法」という。)第9条第11項に基づき、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(以下「大阪IR計画」という。)の認定が行われたところである。今後、IR整備法第37条第1項に基づき、国土交通大臣は、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(令和2年12月18日特定複合観光施設区域整備推進本部決定。以下「基本方針」という。))に即して、毎年度、大阪IR計画の実施の状況について評価(以下「実施状況評価」という。)を行わなければならないとされている。 また、適切な会計整理の実施や財務の収益性・安全性の把握等の観点から、IR整備法第28条の規定に基づき、認定設置運営事業者(以下「IR事業者」という。))は、財務報告書、内部統制報告書、四半期報告書等を国土交通大臣に提出することが必要となる。 本調査は、令和5年度に実施した「「特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の実施状況評価等に関する調査業務」(以下「令和5年度調査」という。)、令和6年度に実施した「「特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の実施状況評価等に関する調査等業務」(以下「令和6年度調査」という。))の内容及び令和6年度に実施した実施状況評価の内容、国内外の情勢の変化及び最新の知見等を踏まえ、大阪IR計画の実施の状況について効果的に評価できるよう、必要な調査等を行うものである。また、財務、税制、会計等の専門的知識を踏まえ、令和6年度及び令和7年度の大阪IR計画の財務活動の収益性・安全性の分析等を行うものである。 本事業につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	22,999,480	22,999,480	100%	
令和7年度 災害・交通情報発信に関する調査事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2ー1ー2	R7.6.9	アールシーソリューション株式会 社 東京都新宿区西新宿8丁目14 番21号	3011101034016	訪日外国人旅行者向けの災害時の情報提供については、災害時情報提供アプリSafety tipsを通じた対応が講じられており、とりわけSafety tipsにおいては、緊急地震速報や津波警報、噴火速報、気象警報、台風情報等のプッシュ通知を多言語で行うほか、それらの災害の発生時に取るべき行動について、旅行者自身が事前学習を行うためのコンテンツを提供している。 本業務の実施にあたり、確実な業務遂行能力とともに、訪日外国人旅行者への災害情報発信・交通機関の運行情報の提供にあたっては、災害情報の内容やその提供方法、災害時に求められる交通機関の運行情報等、訪日外国人旅行者の行動にニーズに知見を有し、より効果的な情報発信を実現するためのノウハウや業務遂行能力が求められる。 以上を踏まえ、本事業の実施にあたっては、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採用し、提出された企画提案に基づいて仕様書を作成する方が、最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考えた。観光庁企画競争実施要領に基づく企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため、随意契約によることとした。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	49,995,000	49,995,000	100%	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
令和7年度海外教育旅行の促進及びプログラムの付加価値向上に関する事務局運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.6.16	東武トップツアーズ株式会社 東京都墨田区押上1丁目1番2号	4013201004021	アウトバウンドの促進は、日本人の国際感覚の向上や国際間の相互理解の増進等につながり、なかでも海外教育旅行は若者の海外への関心を高め、中長期的なアウトバウンドの増加に寄与する。また、今後、海外教育旅行の裾野拡大にむけて、新たに導入を検討する学校や地方公共団体等の掘り起こしを図る必要がある。 本事業においては、学校や地方公共団体等における海外教育旅行のプログラム開発の促進として、導入に意欲のある学校・地方公共団体等の連携により、教育的付加価値の高い海外教育旅行プログラム開発を行う。また、その普及啓発活動として、プログラム開発の実施結果をとりまとめ、シンポジウムの開催やウェブサイトでの情報発信、各種ルートを通じた周知を行う。 本業務においては、特に中高生の若者を対象としたプログラム開発事業をはじめ、海外教育旅行の普及啓発を行い、確実な業務遂行能力とともに、幅広い周知先、効果的な周知方法等が求められる。 以上を踏まえ、本業務につき企画競争を実施し内容を評価した結果、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行ったうえで、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	18,999,210	18,999,210	100%	
観光圏整備促進検討業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.6.20	有限責任監査法人トーマツ 東京都千代田区丸の内3丁目2番3号丸の内二重橋ビルディング	5010405001703	本事業は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づき、11の観光圏を認定するとともに、各種法律の特例などにより観光圏の形成を支援し、国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを推進することを目的としている。 本業務の実施にあたっては、観光圏の実施する事業の効果を最大化させるために、観光圏における地域の巻き込みや活動状況に関する現状の課題の整理や、今後の制度の在り方について検討するための必要な業務の実施、観光地域づくりマネージャー認定に係る研修業務を実施する必要であり、最も効果的に事業を実施できる高度な専門知識と調整能力が求められるため、企画競争を実施したところである。企画競争を実施し、所定の審査を行った結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	9,242,420	9,242,420	100%	
将来の国際会議主催者育成のための地域・大学連携等促進事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.6.27	株式会社コングレ 東京都中央区日本橋3丁目10番5号	9120001079690	企画提案に基づく大学当局への積極的なアプローチに期待出来、顕在化している課題等の把握もできている。各業務内容に応じた提案がなされていることから堅実な事業実施には期待が持てる。予算の範囲内における地域、大学連携等の促進の取組など有用な提案もある。また予算の余剰が出た場合の個別提案もされていることから予算の効率的使用にも期待は持てる。作業工程は業務毎に作成されていること、業務実施体制についても特設問題はなく類似の事業実績も有していることから業務遂行の確実性は高いと思われる。 以上を踏まえて本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	152,999,990	152,999,990	100%	

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
地域の旅館街等に入り込んだ教育プログラムの実践事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.6.27	株式会社早稲田大学アカデミックソリューション 東京都新宿区西早稲田1丁目9番12号	1011101037739	本業務は、観光地の再生・高付加価値化を進め、持続可能な観光地づくりを実現していくために、地域を牽引し、観光を通じて地域課題の解決を図ることができる観光人材の育成が必要であるため、稼げる地域・産業の実現に寄与する人材の育成を目的とする。 また、本業務を実施する者には、専門知識と高度な調整力、確実な業務執行体制を有していることが求められ、これらの条件を満たす者から広く提案を募ること。最も効果的かつ効率的な事業運営を目指すものである。 以上の理由から、本業務につき、一般競争契約ではなく、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	14,999,215	14,999,215	100%	
多様な食習慣や文化的慣習を持つ訪日外国人旅行者の受入環境整備に向けたモデル事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.6.30	PwCコンサルティング合同会社 東京都千代田区大手町1丁目2番1号	1010401023102	コロナ後の急速なインバウンド需要の回復に伴い、ベジタリアン・ヴィーガン、ムスリム等多様な食習慣・文化的慣習を有する訪日外国人旅行者も増加していることが想定され、より安心・快適に旅行を満喫できる環境の整備を図る必要があると認識している。 今回の調査業務は、自治体・DMOを中心として複数の観光関連事業が連携して受入環境整備に取り組む優良モデルを構築するとともに、受入対応に係る基本的理解の促進に向けたセミナー等を開催し、多様な食習慣等を有する訪日外国人旅行者がより安心・快適に旅行を満喫できる環境の一層の整備促進を図ることを目的とするものである。 本事業の実施にあたっては、事業趣旨を理解し、専門的知識を有することはもちろん、関係事業者等との高度な調整能力を有していることが必要である。 以上を踏まえ、今回の事業については、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採用し、提出された企画提案に基づいて仕様書を作成する方が、最も優れた成果を期待できるため、企画競争を実施し、内容を評価した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	79,997,700	79,997,700	100%	
オーバーツーリズム対策に向けた手ぶら観光推進に係る調査事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.7.14	EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	6010001107003	コロナ禍後の水際対策終了後、国内外からの観光需要が急速に回復し、堅調な成長軌道にある中で、一部の地域・時間帯においては、観光客による過度な混雑、マナー違反などが発生し、地域住民の生活の質への影響や観光客の観光満足度の低下といった、いわゆるオーバーツーリズムの懸念が生じているところ。この中でも、特に、訪日外国人旅行者をはじめとする観光客が、大型の手荷物を持った状態で鉄道・バス等の公共交通機関を利用することにより、本来公共交通機関が有する受入体制を発揮できず、積み残しが発生したり、車内が過度に圧迫されるなどの事象が生じているほか、公共スペースを大型の手荷物を持った観光客が移動することにより、人流を塞ぎ滞留が起きるなどしている。 今回の調査業務は、観光客の動線分析を行いながら、我が国において現に存する手ぶら観光サービスの見える化、定着具合等を調査するとともに、今後のサービスの更なる普及に向けて必要となる施策の方向性・事業者による取組の提唱等を行うことで、サービスの普及・定着、新規サービスの創出の機会を創出することを目的とする。 本業務における十分な成果を得るためには、確実な業務遂行体制を担保するとともに効果検証及び分析事業に高度に精通していること及び観光全般に関する知見・実績を有していることが必要であり、今回の企画競争を満たす事業者から、斬新かつ現実的なアイデアを広く募り、選出することにより、最も効果的、効率的な業務運営を目指すものである。 以上を踏まえ、今回の事業については、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採用し、提出された企画提案に基づいて仕様書を作成する方が、最も優れた成果を期待できるため、企画競争を実施し、内容を評価した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	45,000,000	45,000,000	100%	

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
観光地域づくり法人の登録制度運用に係る業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2ー1ー2	R7.7.15	有限責任監査法人トーマツ 東京都千代田区丸の内3ー2ー3 丸の内二重橋ビルディング	5010405001703	2030年までに訪日外国人旅行者数6,000万人、消費額15兆円の達成に向け、持続可能な観光地域づくりを推進していく上で、インバウンド需要の取り込みと国内交流拡大の双方を支えるためにも、地域の核となる観光地域づくり法人(以下、「DMO」と言う。))には、その機能を十分に果たすことが求められる。 観光庁は、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策を講じながら、地方誘客及び旅行消費拡大を進める必要がある状況において、DMOに求める機能や役割をより明確にすること、DMOの取組や成果を適正に評価すること、DMOの活動の質向上を図ることを目的とし、令和7年3月25日に「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」と言う。)を改正した。 今般のガイドライン改正に伴い、DMOの登録制度の運用を見直す必要があることから、本業務では、登録DMOとしての質の維持・向上に資する審査基準の明確化や、適正かつ効果的な運用スキームの確立等が求められる。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	59,999,500	59,999,500	100%	
観光地における二次交通に係る課題に関する調査・分析・実証実験等に関する業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2ー1ー2	R7.7.18	株式会社JTB 東京都品川区東品川2丁目3番11号	8010701012863	2024年の訪日外国人旅行者数・消費額がともに過去最高となるなど、観光需要は力強い成長軌道にあるが、宿泊者数では大都市部への偏在もみられることから、地方部への誘客促進が重要な課題となっている。 しかしながら、地方部では、鉄道駅・空港等の主要交通結節点でタクシー等が円滑に利用できないほか、スノーシーズンや春節など多くの旅行者が訪れる時期には利用者が殺到し路線バスに乗りきれないタクシーがつかまらない等の課題が発生しており、円滑な二次交通の確保が地方部への観光客の誘客に当たっての大きな課題となっている。また、目的地へのアクセス情報が経路検索サービスで表示されない、タクシー等の予約ができないなど、二次交通情報が訪日外国人旅行者にとってもわかりやすく提供されていないことも課題となっている。 2030年の訪日外国人旅行者数6,000万人目標の達成や持続可能な観光地域づくりの推進に向け、本事業においては、地方部を中心とする観光客向け二次交通の充実やわかりやすい情報提供を促進すべく、現状及び課題、解決策について調査・分析するとともに、一部地域において実証・実装に向けた取組を実施することを目的とする。 この目標を達成するために、多岐にわたる二次交通関係の事例等の知見及び高度な分析能力を有していること、観光全般に関する実績を有している事業者を選出することが必要である。 以上のことから本業務の実施にあたっては、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採用し、提出された企画提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考えた。観光庁企画競争実施要領に基づく企画競争を実施した結果、当該法人が特定されたため、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当することから、随意契約によることとした。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	79,995,883	79,995,883	100%	
人材活用・経営改善コンサルタント実証事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2ー1ー2	R7.7.18	株式会社リヴァンプ 東京都港区北青山2-12-16 北青山吉川ビル3F	4010401059044	本事業では、宿泊施設へ経営戦略アドバイザーを現場に派遣し、人材活用に関点を当てた経営改善支援を行い、その手法検証の結果を全国の宿泊事業者へ展開することで経営レベルの底上げを図る。 事業目的の達成のためには、観光産業の現状と課題、宿泊事業者の経営改善に関する問題点を把握し、適切な経営戦略アドバイザー等の意見を踏まえ、本事業を円滑に運営するプロジェクトマネジメント能力、専門知識及び経験が求められる。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該企業の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	20,000,000	20,000,000	100%	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
持続可能な観光地域づくりの展開に向けた調査業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.7.22	有限責任監査法人トーマツ 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング	5010405001703	持続可能な観光に世界的な関心が高まる中、我が国が世界の旅行者から選ばれた観光地となるために持続可能な観光の推進は観光関係者が一体となって取り組むべき喫緊の課題といえる。 我が国では、令和2年6月に国際基準に準拠した「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」を策定し、持続可能な観光マネジメントを行うための指標を示すとともに、「持続可能な観光推進モデル事業」では、地域におけるマネジメント体制の構築や人材の育成事業等を通じて、地域における社会経済・文化・環境等の様々な側面への影響を考慮した、持続可能な観光の推進に取り組んできた。 今回の調査業務は、過年度事業のとりまとめ、情報発信等により、さらなる持続可能な観光地域の横展開を図るとともに、今後の我が国における持続可能な観光推進に向けて必要となる施策の方向性を決定することを目的とするものである。 この目的を達成するために、調査業務を運営する事務局が、世界的な潮流を捉えた国際的な視点を有しつつ、国内での幅広いネットワークを有していること、多岐に渡る国際的な事例等の知見及び高度な分析能力を有していること、観光全般に関する実績を有していることが必要である。 以上のことから本業務の実施にあたっては、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採用し、提出された企画提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争を実施した。企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため、会計法第29条の3第4項に基づき、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	44,999,900	44,999,900	100%	
地域内における事業者間連携を通じた観光地・観光産業の人材の有効活用事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.7.25	株式会社羅針盤 東京都中央区銀座7丁目16-21 銀座木挽ビル3階	6011001151643	本事業では、宿泊施設において近隣施設間、異業種との人材共有等が人手不足対策に資する取組になることを実証するものであるが、観光産業の現状と課題、人手不足に関する問題意識を把握し、適切な有識者の意見を踏まえた上で、関係者との緊密な連絡調整や運営等を行う必要がある。また、本事業を円滑に運営するためには、高いプロジェクトマネジメント能力が必要であるとともに、専門知識や経験、人脈が求められる。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	19,997,120	19,997,120	100%	
観光地域づくり法人(DMO)の経営戦略策定に向けたデータ活用モデル調査事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.7.25	(株)三菱総合研究所 東京都千代田区永田町2丁目1 0番3号	6010001030403	DXの推進が観光地における課題の解決につながると考え、令和3年度から先進事例の模範に向けた実証事業等を実施している。また、令和4年度に「観光DX推進のあり方に関する検討会」を設置し、観光地・観光産業が抱える課題、解決の方向性、将来ビジョン、ロードマップ等について検討を行い、その結果を取りまとめた。これらの結果を踏まえ、観光DXを推進している。 全国的な観光需要の急激な回復に伴い、訪日外国人を含む旅行者の地方誘客を促進していくためにも、登録DMOがデータを収集、分析して戦略策定につなげていく必要がある。 本事業では、観光地域づくり法人(DMO)の経営戦略策定に向けたデータ活用モデル実証事業の事務局業務、DX推進業務等に取り組む。このため、本業務の実施にあたっては、観光DX及びETC2.0、一般フローデータに関する専門的な知識、経験及び企画力を有していることが求められる。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	59,202,880	59,202,880	100%	

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
持続可能な観光の推進・普及啓発に向けた調査事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2－1－2	R7.7.25	株式会社JTB 東京都品川区東品川二丁目3番11号JTBビル	8010701012863	国内外の旅行需要の本格的な回復を受けて、観光地におけるマナー違反・混雑等のいわゆるオーバーツーリズムを抑制・未然防止し、住民の理解を得ながら持続可能な観光を推進することは、観光立国の実現に向けた喫緊の課題である。 これまで、観光庁においては、令和2年5月に「訪日外国人旅行者向けマナー啓発動画」を作成、令和6年11月には、観光客に意識してほしいマナー等を示す「未来のための旅のエチケット」及び観光客向けに注意喚起や推奨する行動を図示する「観光ビクトグラム」を策定し、訪日外国人旅行者を含めた観光客のマナー啓発に向けて、様々なコンテンツを作成・周知を行ってきた。 本調査事業では、特に訪日外国人旅行者を含めた観光客のマナー啓発の観点に着目し、これまで策定した各種コンテンツを活用した地域での実証事業を行うほか、既存コンテンツの一部拡充を行うことで、我が国観光地におけるマナー違反行為の抑制及び対応策の普及啓発を目的とする。本業務における十分な成果を得るためには、確実な業務遂行体制を担保するとともに効果検証及び分析事業に高度に精通していること及び観光全般に関する知見・実績を有していることが必要であり、今回の企画競争を満たす事業者から、斬新かつ現実的なアイデアを広く募り、選出することにより、最も効果的、効率的な業務運営を目指すものである。 以上を踏まえ、今回の事業については、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採用し、提出された企画提案に基づいて仕様書を作成する方が、最も優れた成果を期待できるため、企画競争を実施し、内容を評価した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	39,996,495	39,996,495	100%	
住宅宿泊事業者等情報管理システムに伴う電子宿泊者名簿ソフトウェア等の改修業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2－1－2	R7.7.31	NTTドコモビジネス株式会社 東京都千代田区大手町二丁目3番1号	7010001064648	住宅宿泊事業に係る所管行政庁への手続きのために観光庁が構築・運用している住宅宿泊事業者等情報管理システムは、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理者、住宅宿泊仲介業者の届出又は登録等の申請がインターネットを通じて本システム上で行うことができる。また、住宅宿泊事業法第14条に基づく人を宿泊させた日数等の所管行政庁への定期報告についても本システム上で行うことも可能であり、住宅宿泊事業者が報告する際、電子宿泊者名簿ソフトウェアを使用した上で宿泊日数等のデータを作成し、本システムへ当該データを取り込んでいるところ。一方で、本ソフトウェアのサポートOS(Windows版)はMicrosoft Windows 10となっており、当該OSのサポート期限である2025年10月14日までにMicrosoft Windows 11への対応を求められている。 本業務は住宅宿泊事業者等情報管理システムに伴う電子宿泊者名簿ソフトウェアの改修等を行うものである。住宅宿泊事業者等情報管理システム及び電子宿泊者名簿の構築、保守・運用作業はNTTドコモビジネス株式会社が行っており、本業務を当該事業者以外が実施する場合、OSのサポート期限までに早急な対応を行わなければならない状況の中、住宅宿泊事業法等の関係法令及び本システム等の機能を習熟する必要がある。且つ、民泊制度のみならず、本システム等の仕様やプログラムの内容、動作環境及びネットワーク環境など幅広い知識と高度なスキルも求められる。そのため、万が一、改修後に本システム等の利用が出来ない等の障害が発生した場合、当該事業者以外では早急に対応することが困難。 以上の理由により、本業務の契約相手方として随意契約を行うものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	2,464,000	2,464,000	100%	
持続可能な観光地域づくりに向けた宿泊業界向け緊急時連携システム構築のための調査事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2－1－2	R7.7.31	株式会社ピアトゥー 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	8010401141839	本業務は、令和6年度「宿泊業界向け緊急時連携システム構築のための調査業務」を通じて明らかになった課題を踏まえ、持続可能な観光地域づくりに向けて、観光庁、宿泊団体、宿泊施設等の関係者が宿泊施設の被害状況や被災者等の受け入れ可否等の情報を効率的に把握・活用することができるシステムの構築についてさらなる調査・検証を行うものである。本業務の実施に当たっては、観光分野だけでなくデジタル分野等の多角的な業務知識、高度な分析能力及び確実な事業の履行体制を有する者から、斬新で優れたアイデアを広く募って選出するため、企画競争を実施した。 その内容を評価した結果、当該会社の企画案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	99,938,608	99,938,608	100%	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
コンベンションビューロー高度化事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.8.6	株式会社プリプレス・センター 東京都台東区浅草橋1-2-8マルイ 7ビル6F	3430001015439	本事業では、国際会議等の国際MICEの誘致に積極的だがノウハウが足りない都市に対し、年度を通じたトレーニングプログラムの提供を通して自立化を支援することにより、わが国全体の国際会議開催件数の底上げを図ることを目的とする。本事業の実施にあたっては、MICEの誘致・開催に関する高度な知識とネットワークを持ち、国際競争力向上の視点からコンサルティングすることが求められる。 また、我が国及び各支援対象都市の現状を踏まえたトレーニング及びコンサルティングを行うため、MICE業界に関する精通した見識と確実な業務執行体制が確保されていることが必要である。加えて、MICEの特性を理解した上で、各業務を確実かつ速やかに実施することができる高度なスキルが求められる。 以上を踏まえ本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	34,969,000	34,969,000	100%	
外国人向け消費税免税制度の「リファンド方式」移行支援事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.8.6	株式会社JTB 東京都品川区東品川2-3-11JTBビル	8010701012863	本業務では、外国人旅行者向け消費税免税制度について、令和7年度税制改正において、免税店が販売時に外国人旅行者から消費税相当額を預かり、出国時に持ち出しが確認された場合に、旅行者にその消費税相当額を返金する仕組みとなる。いわゆる「リファンド方式」の詳細が決定されたところ。リファンド方式への移行に際し、初期混乱を防止するために、関係各所へ適切に周知広報を実施することを目的とする。 本業務の実施にあたっては、一般型消費税免税店や、承認送信事業者、外国人旅行者等、様々な利害関係者に対して適切な周知広報を考える必要がある。周知広報場所となる空港・航空事業者・日本百貨店協会や日本チーン・ドラッグストア協会等の団体とつながりのある事業者に依頼することが適切かつ、十分な成果を得るためには、確実な業務遂行体制とともに、課題抽出及び方針策定のための高度な分析力を有していることが必要であり、斬新かつ現実的なアイデアを広く募り、選出することにより、最も効果的、効率的な事業運営を目指すため、企画競争を実施した。 その内容を評価した結果、当該会社の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	15,998,620	15,998,620	100%	
ユニバーサルツーリズムの促進に向けた環境整備に関する調査業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.8.6	クラブツーリズム株式会社 東京都江東区豊洲5丁目6番5 2号	2011101005901	本業務では、高齢者等が安心して旅行ができる環境を整備するため、旅行商品の造成を行い、ユニバーサルツーリズムを促進することにより、需要の平準化や新たな交流市場拡大を進める事を目標としている。 このため、旅行が困難な方の需要の掘り起こしのために調査を行うとともに、高齢者・障がい者等に応じた商品造成に資するモデルツアーを実施する。また、これまでユニバーサルツーリズムに係る旅行商品を取り扱ったことがない旅行会社でも、持続可能なビジネスの観点から当該旅行商品の取り扱いができるよう、商品造成手法の確立や効果的な商品流通経路等を整理し、ノウハウを含んだマニュアルを作成する事を目的として本業務を実施する。 本業務の遂行にあたっては、ユニバーサルツーリズムの特性や現状について十分に理解した上で、調査事業による現況抽出・課題抽出、モデルツアー実施によるノウハウ整理、需要掘り起こし調査による現況把握、課題抽出・ニーズ調査、それら全てを有識者や業界関係者による検討会に結論を得る必要がある等、ユニバーサルツーリズムに関する専門的知識を有することが求められる。 以上を踏まえ、今回の事業における成果を十分に獲得するに足る、最も優れた企画提案を採択すべく、一般競争契約によらず企画競争を実施し、提案内容を評価した結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	21,991,650	21,991,650	100%	

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
観光地域づくり法人(DMO)の観光地経営に係る指標検討業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.8.12	(株)JTB 東京都品川区東品川二丁目3番11号	8010701012863	観光庁は、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策を講じながら、地方誘客及び旅行消費拡大を進める必要がある状況において、DMOに求める機能や役割をより明確にすること、DMOの取組や成果を適正に評価すること、DMOの活動の質向上を図ることを目的とし、令和7年3月25日に「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」と言う。)を改正した。 本事業では、今般のガイドライン改正に伴い登録DMOの要件として設定を求める新たなKGI・KPI(以下、「新KGI・KPI」と言う。))について、その計測手法等をDMOの実態を踏まえ取りまとめることで、DMOによる科学的アプローチを強化し、データに基づく戦略策定と着実な計画実行に向けた取組につなげることを目的とする。 このため、本業務の実施にあたっては、ガイドラインに基づいたKPIの計測手法等において専門的な知識及び経験が不可欠である。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	26,970,779	26,970,779	100%	
令和7年度 災害時の避難場所等に係る訪日外国人旅行者向け情報発信に関する調査事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.8.15	株式会社ぐるなび 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	1010001034565	訪日外国人旅行者にとっては、災害時に一時的に滞在可能な避難場所等に関する情報について、訪日外国人旅行者が多く利用・閲覧するWeb サイトから、適時のタイミングで分かりやすくこれらの情報を入手することができれば、本邦における安全・安心な旅行のために有益である。 本業務の実施にあたり、確実な業務遂行能力とともに、訪日外国人旅行者への避難場所等の情報提供にあたっては、訪日外国人に対し提供すべき情報の内容やその提供方法等、訪日外国人旅行者の行動やニーズに知見を有し、より効果的な情報発信を実現するためのノウハウや業務遂行能力が求められる。 以上を踏まえ、本事業の実施にあたっては、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採用し、提出された企画提案に基づいて仕様書を作成する方が、最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考えた。観光庁企画競争実施要領に基づく企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため、随意契約によることとした。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	4,999,480	4,999,480	100%	
MICE 施設におけるPFI・コンセッション方式活用推進に向けた調査等業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.8.18	デロイト・マツファイナンシャル アドバイザリー合同会社 東京都千代田区丸の内3丁目2番3号丸の内二重橋ビルディング	3010001076738	財政状況が厳しさを増す中、MICE施設の的確な整備・維持管理・運営を進め、MICEの開催件数増加を図っていくためには、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的なサービスの提供を行うPFI・コンセッション方式を積極的に活用することが重要である。更に、観光庁では、PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改訂版)において、MICE施設が重点分野として掲げられていることを踏まえ、MICE施設のPFI・コンセッション方式活用を推進している。 こうした状況を踏まえて、「MICE施設におけるPFI・コンセッション方式活用推進に向けた調査等業務」では、MICE施設におけるPFI・コンセッション方式導入に興味・関心や潜在的能力のある地方公共団体にコンサルタントを派遣し、施設の現状調査や改善検討等のPFI・コンセッション方式活用に向けた課題調査、プレサウンディング等のPFI・コンセッション方式実現可能性調査及び案件具体化に向けたマーケットサウンディング等の実施に対する支援を行うとともに、PFI・コンセッション方式の導入を検討している地方公共団体とMICE施設運営事業に興味を持つ事業者のマッチングを目的としたプラットフォームの充実を行い、地方公共団体におけるPFI・コンセッション方式導入を促進することを目的とし、業務も含め、最も効果的、効率的な業務運営を目指すべく、これらの条件を満たす者から広く提案を募り選出することとした。 以上を踏まえ本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	12,870,000	12,870,000	100%	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
訪日外国人旅行者の受入環境整備向上等に向けた観光現場におけるICTサービス等利活用促進事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2－1－2	R7.8.18	有限責任監査法人トーマツ 東京都千代田区丸の内3丁目2番3号丸の内二重橋ビルディング	5010405001703	訪日外国人旅行者の地方部への周遊促進・満足度向上・消費拡大を図っていくためには、ICT等を活用した先進的なサービスの導入が重要である。今回の調査業務では、観光現場における課題・ニーズ及びそれらに対応する先進的かつ即応性の高いVCTサービスを提供する事業者(以下「インバウンドベンチャー」という。)の調査・整理を行うとともに、地域の観光関係者と、地域の課題・ニーズに対応するインバウンドベンチャーの橋渡しに係る支援を行うものであるが、その実施には、地域の観光関係者及びインバウンドベンチャー等との幅広いネットワークを有していること、関係事業者等との高度な調整能力を有していることが必要である。 以上を踏まえ、今回の事業については、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採用し、提出された企画提案に基づいて仕様書を作成する方が、最も優れた成果を期待できるため、企画競争を実施し、内容の評価した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	34,999,800	34,999,800	100%	
コンベンションビューロー高度化支援事業(ミーティング・インセンティブ旅行誘致拡大に向けてのモデル地域調査)	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2－1－2	R7.8.18	デロイト・トーマツコンサルティング合同会社 東京都千代田区丸の内3丁目2番3号丸の内二重橋ビルディング	7010001088960	本事業は、各地域における海外からのミーティング・インセンティブ(M・I)誘致戦略の高度化につなげることを目的として、モデル地域を選定した上で集中的なM・Iにかかるデータ収集を行うものである。 本事業の実施に当たっては、MICE業界におけるネットワークや、多様化している開催形態についての専門知識が求められている。また、調査手法等について、実情を踏まえた事業者独自のアイデアやノウハウを提案してもらうことにより、調査内容をより充実したものにするにと及び業務を確実にかつ速やかに実施できるスキルや業務執行体制が期待できる。 以上を踏まえ本業務につき、企画競争を実施し内容の評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	29,999,750	29,999,750	100%	
第39回日韓観光振興協議会の運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2－1－2	R7.9.1	株式会社日本旅行 東京都新宿区左門町16－1 四谷TNビル4階	1010401023408	日韓観光振興協議会は、日韓両国の観光振興の分野における協力を推進するため、昨年までに38回の協議会を両国で交互に開催している。本業務の対象である第39回協議会は日本国が開催国であり、訪日韓国人の更なる地方誘客促進を図る観点から滋賀県大津市で開催する。また、2025年は日韓国交正常化60周年の記念すべき年であり、本協議会開催の意義は一層深い。 第39回協議会では、両国観光当局に加え、政府観光局、民間観光関係会社や自治体等が一層に会し、継続的な両国観光交流の拡大等についての意見交換を行う予定である。また、日本政府観光局(以下「JNTO」という。)が主催する日韓観光振興交流会及び観光地視察と連携し、両国の更なる観光交流活性化の機運醸成を行う予定である。 本事業では、本会合における会議等の運営全般に係る調達を行うことを目的としており、特に韓国との国際会議の開催について専門的な知見や経験、創造的な企画力、日韓多岐にわたる関係機関との横断的な調整力及び突発事案への柔軟な対応力をもって、確実かつ最も効果的であって効率的に事業を実施できる高度な専門知識と調整能力を有する必要があるため、企画競争を実施したところである。企画競争を実施し、所定の審査を行った結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	9,995,344	9,995,344	100%	

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
令和7年度 観光危機管理計画策定推進のための調査事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.9.30	株式会社三菱総合研究所 東京都千代田区永田町二丁目10番3号	6010001030403	「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)に基づき、訪日外国人旅行者の安全安心の旅行環境を整備するため、観光危機管理計画の策定の推進に取り組んでいるところである。 本業務の実施にあたり、確実な業務遂行能力とともに、都道府県等の観光危機管理計画の策定状況の把握とヒアリングにあたっては、都道府県等のこれまでの観光に関する防災の取組に対する十分な知識や全国規模での調査実績及びノウハウを有していることが必要となる。また調査をふまえて実施するセミナー・相談会で観光危機管理計画等を策定する意義を幅広い自治体や事業者等に対し周知するためには、一段と高い開催ノウハウや業務遂行能力が求められる。 以上を踏まえ、本事業の実施にあたっては、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採用し、提出された企画提案に基づいて仕様書を作成する方が、最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考えた。観光庁企画競争実施要領に基づく企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため、会計法29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当することから、随意契約によることとした。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	19,909,230	19,909,230	100%	
MICE の経済波及効果等算出事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.10.10	株式会社野村総合研究所 東京都千代田区大手町1丁目9番地2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ	4010001054032	本事業は、令和5年度から6年度に実施した「MICE総消費額等調査事業」において対象とした企業会議(Meeting)、企業の報酬・研修旅行(Incentive)、国際会議(Convention)及び展示会・見本市等(Exhibition)の消費原単位等や本事業の算出結果を基にしたMICE簡易測定モデルの改訂と令和6年1月～12月(2024年)の国際MICE全体の総消費額・経済波及効果を算出することを目的とする。 本事業の実施に当たっては、MICE簡易測定モデルの改訂に当たり経済波及効果の算出ロジックや産業連関分析など高度な知識とともに、MICEの総消費額調査の実施に当たっては、網羅的なデータ収集のためのMICE各業界との幅広いネットワークを有している必要があり、事業実施に際して、幅広い業務に対応できる事業者を選出する必要がある。 以上を踏まえ、本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	44,812,295	44,812,295	100%	
サステナブルな旅アワード運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.10.15	株式会社日本総合研究所 東京都品川区東五反田二丁目18番1号	4010701026082	本業務は、持続可能な観光に寄与する旅行商品の表彰を行い、旅行業界におけるサステナビリティへの機運を高め、国民にもその取組を普及させることで、持続可能な観光に向けた意識醸成へ寄与させることを目的とする。 また、本業務を実施する者には、表彰結果のプロモーションの実行や、他旅行者が旅行商品を造成する際の参考となるノウハウ集の作成等において、横断的な調整力と創造的な企画力、確実な業務執行体制を有していることが求められる。 これらの条件を満たす者から優れたアイデアを広く募って選出するために、企画競争を実施した。 その内容を評価した結果、当該会社の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	9,999,000	9,999,000	100%	

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
旅行・観光消費動向調査における調査・分析手法検討業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.10.17	株式会社サーベイリサーチセンター 東京都荒川区西日暮里2丁目40番10号	6011501006529	本業務は、観光庁「旅行・観光消費動向調査」について、行政機関及び民間企業等で定期的に実施している国内旅行や消費に関する観光統計や、ビッグデータの作成及び推計方法等を情報収集したうえで、改善提案を行うものである。業務の実施にあたっては、昨今のデータ取得環境の変化を踏まえ、今後の「旅行・観光消費動向調査」における国内旅行全体及び都道府県別の旅行消費額算出の精度向上や調査手法の改善等の検討を行うにあたり、観光統計に関する知識及び統計データや統計学に基づいた最新の観光統計に関する手法等の知識や分析が必要となる。 このため、本業務を実施する者には、観光施策及び観光統計のみならず、各種統計調査及び民間データへの精通、統計学に基づいた高度な分析手法を理解し、改善提案できる能力がなければ遂行が困難である。事業者の選定に際しては、こうした調査分析能力、企画力、その実施体制の有無を十分見極める必要がある。 以上の理由から、一般競争によらず、企画競争によるものとする。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	12,980,880	12,980,880	100%	
国際会議の誘致拡大に向けた国際会議参加者に関する実態調査事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.10.17	PwCコンサルティング合同会社 東京都千代田区大手町1-2-1 大手町Oneタワー	1010401023102	MICEのなかでもConvention(以下、国際会議)は、各分野における研究者やビジネス関係者を我が国に呼び込むことに繋がり、イノベーションやビジネス機会等を創出し、大きな経済波及効果を生み出すなど、国や都市の国際的な競争力を強化する施策としてきわめて重要な役割を果たす。その国際会議の参加者は一般観光よりも滞在期間が長く、開催地域を中心にプラスアルファの観光意欲が高いものと推察され、本事業では国際会議参加者の実態を調査及び把握することで、会議開催地の受入環境の整備促進、会議参加者への情報の訴求方法検討、参加者行動の実態を踏まえた広域連携推進、さらには今後の国際会議の誘致拡大に向けた施策実現に向けての参考指標等に活用することを目的とする。 本事業の実施にあたっては、会議主催者や運営事業者から協力を得るための国内MICE業界の幅広いネットワークに加え、具体的な調査の実施には、訪日外国人旅行者の興味・関心の高い分野に係る研修を実施することで、そのニーズに対応できるガイド人材を増やしつつ、通訳案内士の継続的な手確保のため、語学や観光系の学校等で講習を実施していくものである。 このような高度な業務となる本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	29,918,900	29,918,900	100%	
通訳案内士の能力研鑽及び認知度向上に向けた研修・情報発信業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.10.20	株式会社日本旅行 東京都中央区日本橋1-19-1	1010401023408	本業務は、過去最高の訪日外客数を記録した昨今、訪日外国人旅行者の興味・関心も多様化してきており、そのニーズに対応できるガイド人材の育成及び通訳案内士の継続的な手確保のために行っている。 具体的には、訪日外国人旅行者の興味・関心の高い分野に係る研修を実施することで、そのニーズに対応できるガイド人材を増やしつつ、通訳案内士の継続的な手確保のため、語学や観光系の学校等で講習を実施していくものである。 このような高度な業務となる本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	13,999,966	13,999,966	100%	

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
令和7年度訪日外国人旅行者向け災害情報発信及び保険加入促進等方法調査事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2－1－2	R7.10.24	株式会社JTBコミュニケーションデザイン 東京都港区芝三丁目23番1号	2010701023536	訪日外国人旅行者が安全・安心に旅行するためには、災害発生時において、訪日外国人旅行者にとって災害に関する正確な情報を迅速に入手できることが重要である。また、訪日外国人旅行者が旅行中の急な怪我や病気の際の医療費の支払い等に不安を感じることなく滞在できることも重要である。 これまで、観光庁においては、訪日外国人旅行者向けの災害時の情報提供については、観光庁監修の災害時情報提供アプリ「Safety tips」や、日本政府観光局(JNTO)によるSNS等を通じて対応を行ってきた。また訪日外国人旅行者が旅行中の急な怪我や病気の際の医療費の支払い等に不安を感じることなく滞在できるよう、訪日外国人旅行者を受入れ可能な医療機関の案内・周知や、訪日外国人旅行者に対する民間医療保険への加入促進に向けた取組を実施しているところである。本業務では、訪日外国人旅行者が安全・安心に旅行できるよう、「Safety tips」の更なる普及促進、および民間医療保険の加入に向けた効果的な勧奨方法について検証し、更なる保険加入促進を図る。 本業務の実施にあたり、観光関係のコンネクションを多数保持し、各種旅行博や国際見本市等での出展実績等や訪日外国人及び訪日外国人旅行者を扱う海外の旅行会社等のキーパーソンへのプロモーションのノウハウ等が求められる。また確実な業務遂行能力とともに、訪日外国人旅行者の行動やニーズに知見を有し、より効果的な情報発信を確実に実現するためのネットワーク等ノウハウが求められる。 以上を踏まえ、今回の事業については、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採用し、提出された企画提案に基づいて仕様書を作成する方が、最も優れた成果を期待できるため、企画競争を実施し、内容を評価した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	39,998,970	39,998,970	100%	
観光DX推進に向けたデジタルツールのデータ連携における標準化に関する調査事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2－1－2	R7.10.27	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 東京都千代田区平河町2－5－5 全国旅館会館4階	6011501006529	本業務は、令和6年度「観光DX推進に向けたデジタルツールのデータ連携における標準化に関する調査事業」を通じて明らかになった課題を踏まえ、データ標準化に係る国内外の規格等の調査を通じ、データ項目や形式がサービス提供者と使用者の相互で交換、蓄積、分析が可能となるように収集するデータ規格を揃えるために、国内の事業環境(制度、商習慣等)を考慮した業界標準のデータセットに係る調査を行うものである 本業務の実施に当たっては、観光分野だけでなくデジタル分野等の多角的な業務知識、高度な分析能力及び確実な事業の履行体制を有する者から、斬新で優れたアイデアを広く募って選出するため、企画競争を実施した。 その内容を評価した結果、当該会社の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	14,998,434	14,998,434	100%	
令和7年度訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する現状調査・分析事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2－1－2	R7.10.31	PwCコンサルティング合同会社 東京都千代田区大手町1－2－1 Otemachi One タワー	1010401023102	観光庁では、コロナ禍後の訪日外国人旅行者数の急速な回復への対応や、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日)における「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」を柱とした観光立国の推進に向けて、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境整備を促進してきたところ。同計画で定める2030年訪日外国人旅行者数8,000万人、訪日外国人消費額15兆円の目標達成に向けても、こうした環境整備をより一層進めていく必要がある。 このため、本事業においては、訪日外国人旅行者のニーズと国が支援する内容のマッチングを図るべく、実態・ニーズ・旅行中に困ったこと・満足度等を対面アンケート形式で調査するとともに、インターネット上で発信した日本の受入環境に対しての不満や要望、満足した点等についてもネット調査を実施し、その結果(「困った」との回答が多い項目、過去の調査結果との変化等)や要因等を分析し、課題の具体化や効果的な受入環境整備の促進を図る。 以上を踏まえ、今回の事業については、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画提案書を募り、評価を行った上で採用し、提出された企画提案書に基づいて仕様書を作成する方が、最も優れた成果を期待できるため、企画競争を実施し、内容を評価した結果、当該法人が特定されたことにより、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	64,993,500	64,993,500	100%	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
令和8年版観光白書に関する調査分析業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.11.7	一般財団法人日本総合研究所 東京都千代田区二番町5-7	2010405010335	本業務では、今後の観光戦略の策定や令和8年版観光白書の作成に向けた基礎資料を得ることを目的として、今後の観光活性化に向けた国内旅行やインバウンドの需要喚起に向けた状況分析及び観光産業の人材確保・生産性等について様々な視点から調査分析する。 観光白書では、毎年テーマを決めたくえて調査分析を行っているため、今回の調査分析はこれまで行われていない。また、本業務を実施するための適切な調査分析手法についての知見を有していない。 このため、本業務を実施する者には、観光施策及び観光統計のみならず、国内外の各種統計調査や事例及び民間データへの精通、統計学に基づいた高度な分析手法を理解し提案できる能力がなければ遂行が困難である。事業者の選定に際しては、こうした調査分析能力、企画力、その実施体制の有無を十分見極める必要がある。 以上の理由から、一般競争によらず、企画競争によるものとする。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	12,991,000	12,991,000	100%	
全国通訳案内士における研修の充実に向けた調査・検討業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.2.3	KPMGコンサルティング株式会社 東京都千代田区大手町1-9-7 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー	8010001144647	本業務は、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月閣議決定)に基づき、全国通訳案内士の質の維持・向上を図るため、研修体系の整理や登録制度の見直しに関する調査・検討を行うものであり、専門的知見と高度な調査・分析能力を必要とする専門性の高い業務である。 特に、業務遂行にあたっては、国内外の制度比較、登録研修機関へのヒアリング、諸外国の文献調査、協議会の運営など、幅広い分野にわたる調査・調整能力が求められる業務である。 このような高度な業務となる本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	14,991,460	14,991,460	100%	
宿泊業におけるIT活用を通じた生産性向上・経営高度化の実態把握に係る調査事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.2.13	NTTドコモビジネス株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1	7010001064648	本業務は、宿泊業においてデータ収集・分析を支えるIT活用を通じた生産性向上・経営高度化の取組について実態把握を行い、観光産業の生産性向上・経営高度化に資する関連施策の推進を図るべく調査を行うものである。 本業務の実施に当たっては、観光分野だけでなくデジタル分野等の多角的な業務知識、高度な分析能力及び確実な事業の履行体制を有する者から、斬新で優れたアイデアを広く募って選出するため、企画競争を実施した。 その内容を評価した結果、当該会社の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	31,999,000	31,999,000	100%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	8010701012863	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
令和7年度国際観光シンポジウム運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.2.20	近畿日本ツーリスト株式会社 東京都新宿区西新宿2-6-1	2010001187437	新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、観光セクターが大きなダメージを受け、観光の脆弱性が明らかになるとともに、世界各地では自然災害等により地域の観光地が打撃を受けることも頻発している。こうした状況を踏まえ、各国・地域の観光政策において、観光分野の強靱性・回復力、すなわち、観光レジリエンスの強化は重要なテーマである。 2027年の持続可能で強靱な観光の国際年に向けて、観光レジリエンスの向上に向けた取組により実効性を持たせ、国内外に取組を発信していくとともに、アジア・太平洋地域における連携を日本が主導していくことが重要であり、我が国のプレゼンス向上にも繋がることである。 本業務では、シンポジウム等の円滑な運営を行うことに加え、観光レジリエンスの向上等に関する国際レベルで推奨される取組について、諸外国政府担当者や国内の観光関係者に対して広く訴求することで、観光分野における我が国のプレゼンス強化を図ることが求められることから、より効果的な実施内容や周知等を行うことが必要となる。 そこで、本業務につき、企画競争を実施し、内容を評価した結果、当該事業者の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	12,859,299	12,859,299	100%	